

平成28年度第2回秋田県障がい者総合支援協議会 議事録

日時：平成29年3月10日（金）

午後2時から午後4時まで

場所：秋田地方総合庁舎 603会議室

【出席者】

○協議会委員 熊谷会長、内山副会長、阿部（文）委員、高橋委員、藤井委員、堀野委員、須田委員（7名）
（欠席 阿部（純）委員）

○事務局

- ・秋田県相談支援アドバイザー 田原、小野寺
- ・障害福祉課 柳澤課長（調整・障害福祉班）内田、五十嵐
（地域生活支援班）鈴木、千田、渡邊、保坂、沼田

1 開 会

2 あいさつ（柳澤障害福祉課長）

- ・「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」が、県議会議員全員の同意により議員提案され3月9日議決された。今後、手話等の理解や普及等に向けた施策を講じていくが、皆様からもヒントをいただきたい。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及に関する予算を6月補正予算へ要求していく。
- ・第5期秋田県障害福祉計画を平成29年度中に策定するが、本協議会からも意見をいただきながら進めていきたい。
- ・皆様の忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

3 議 事

（1）ヘルプマーク・ヘルプカードについて

阿部委員

具体的な導入時期はいつ頃を目途にしているのか。

また、配布場所として東京都は交通機関を中心としているようだが、本県はどのように考えているのか。

事務局

地域振興局、障害福祉課での配布を検討しているが、関係団体や市町村窓口での配布も検討していきたい。

予算については、6月補正以降の要求を検討しており、予算が成立した場合は、来年度中の導入を考えている。

阿部委員

東京都は郵送ではなく、受け取りに行く必要があるようだが、本県はどうか。

事務局

他県では、申請が必要となる例もあるが、配布方法についても検討していく。

利用者数を把握する意味で、配布の際に、氏名・住所・障害種別等を書いてもらうことも考えている。

須田委員

現物は県が用意するのか。

また、JIS規格になるとのニュースがあったが、その場合、必要な方には県が用意して、例えば民間で規格品について使用する場合も差し支えないという考え方になるのか。

事務局

そのとおり。東京都などは、民間施設でも使用されており、本県においても普及させていきたいと思う。

(2) 「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例（案）」について

藤井委員

条例ができたことによって、具体的にはどのような事業を展開していくのか。

事務局

要約筆記者統一試験の今後の実施について検討している。

その他は、例えば、福祉環境部に配置している手話通訳員が、地域での普及に向けた手話講座を行うなど、まずは手話等を知ってもらうことから進めていきたい。

阿部委員

要約筆記者は資格が必要なのか。

事務局

要約筆記者について、県の派遣登録者としての条件は、要約筆記サークルに加入し活動している方となっている。

柳澤課長

手話や点字等を含め、理解してもらうためには子どもの頃からの周知が必要。「みんな大好き～福祉のこころ～」という小学校3年生向けの副読本でも手話や点字を紹介している。

教育庁とも連携を図る必要があるが、地域の小学校等に出向いて手話や点字等を知ってもらうことも考えている。

熊谷会長

聴覚障害者支援センターのセンター長も条例ができたことを喜んでいた。

点字図書館では、点訳・音訳ボランティア養成講座を行っている。

(3) 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて

内山委員

本県においても、放課後等デイサービスで悪質な事例や不適切な事例はあるのか。

就労継続支援A型の見直し案に、「賃金を給付費から支払うことは原則禁止」とあるが、例外もあるのか。

事務局

本県での事例はない。

賃金は、本来、生産活動での収益を充てなければならないが、「特に認める場合」に例外がある。具体的な内容については確認して後ほどお答えしたい。

阿部委員

今後、悪質な事例が発覚した場合は、どのように対応するのか。

藤井委員

関連して、事業所への実地指導は行っているのか。

事務局

放課後等デイサービスへの実地指導は、これまで実施できずにいたが、4月以降は実施予定である。

不適切な事例があった場合は、勧告、指定の効力の停止、指定取消し等の行政処分を行う。

熊谷会長

私は知的障害者福祉協会に所属している。関東から西の方で、放課後等デイサービス、就労継続支援A型事業所が増加している状況だが、協会等に加入しないため事業所数も把握できない。協会等に加入すれば、研修への参加や連携が図られるが、それもできないため、不適切な運営になっている。

須田委員

秋田市は中核市なので、就労継続支援A型事業所の指定を行っており、年次計画に基づき実地指導も行っている。

柳澤課長

県が指定している事業所は1,000を超える状況で、実地指導に回りきれないところがある。限られた職員数であるが、計画的に実施していきたい。

事務局

先ほどの内山委員の質問の「例外」についてだが、「災害等の場合」がこれにあたる。

(4) 第5期秋田県障害福祉計画について

質問等なし。

(5) 障害保健福祉関係主管課長会議の内容より

① 精神保健福祉法の一部を改正する法律案の概要

阿部委員

医療保護入院について、家族が同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により入院が可能となり、家族にとっては良い改正だと思う。

精神障害者支援地域協議会についても注目していきたい。

② 相談支援の充実について

須田委員

秋田市の障がい者プランでは、平成29年度までに基幹相談支援センターを1カ所設置することにしているが、平成29年度は次期障がい者プランの策定年度であり、どういう形がいいのか引き続き検討していきたい。

阿部委員

相談支援専門員と介護支援専門員の両方の資格を持つことは重要だと思う。障害者も高齢化し、いずれ介護に移った場合、同じ人が担当できればスムーズな対応になると思う。

「親亡き後」と普通に使われるようになったが、私達は、「親あるうちに」で考えたい。

堀野委員

基幹相談支援センターの相談者が、障害者就業・生活支援センターに流れている。基幹センターでどこまで対応できるのか、人材育成は必要だと思う。

障害者の概念が広がっている中で、知的障害の事しか知らないとか、対応が難しい。

介護との一体化についても、介護だけではなく、生活保護や消費者被害など幅広い専門性が必要になってくると思う。県で、研修の機会を設けて人材育成すべきだと思う。

(6) その他

なし。

4 その他

田原相談支援アドバイザー

先月実施したセミナーと3月16日に予定しているセミナーは、共通のテーマとして、総合支援法施行3年後の見直しから項目を取り上げる。

先月のフォローアップセミナーは、障害の重い方達の地域生活を支えている方に講師をお願いし、「親亡き後の支援」、「重症心身障害児（者）支援」、「強度行動障害の支援」をテーマとした。

3月16日のブラッシュアップセミナーは、「成年後見制度」、「障害者の意思決定支援」をテーマにするが、行政関係者、自立支援協議会関係者にも参加いただきたい。

事務局

本日の協議会が、任期最後となる。これまでの御理解と御協力に感謝申し上げます。

5 閉会